

職 職 一 1 7 3
平成30年8月27日

(各府省官房長等) 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「心理的な負担の程度を把握するための検査及び同検査の結果に基づく面接指導等の実施に関する指針について」の一部改正について（通知）

「心理的な負担の程度を把握するための検査及び同検査の結果に基づく面接指導等の実施に関する指針について（平成27年12月1日職職一315）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年8月27日以降は、これによってください。

記

（別添）心理的な負担の程度を把握するための検査及び同検査の結果に基づく面接指導等の実施に関する指針を次のとおり改正する。

2（2）アを次のように改める。

ア 各省各庁の長は、職員に対して、医師、保健師又は運用通知第22条の4関係第2項(3)に定める要件を満たした歯科医師、看護師、精神保健福祉士若しくは公認心理師（以下「医師等」という。）によるストレスチェックを受検する機会を与える。

3（6）、4（2）イ及び6（2）中「看護師若しくは精神保健福祉士又は産業カウンセラー若しくは臨床心理士等の心理職」を「歯科医師、看護師若しくは精神保健福祉士又は公認心理師、産業カウンセラー若しくは臨床心理士等の心理職」に改める。

以 上